

令和2年大網白里市議会第2回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 令和2年6月18日（木曜日）午前10時18分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

岡田憲二	委員長	中野修	副委員長
引間真理子	委員	森建二	委員
堀本孝雄	委員	宮間文夫	委員

出席説明員

大網病院事務長	安川一省	大網病院副事務長 兼 医事班長	古川正樹
大網病院主査 兼 管理班長	石井満世		
市民課長	齊藤隆廣	市民課副課長	山本敬行
市民課主査 兼 市民班長	石井秀樹		
参事（社会福祉課長 事務取扱）	秋本勝則	社会福祉課副課長	戸田裕之
社会福祉課主査 兼 障がい福祉班長	高橋和也		

事務局職員出席者

議会事務局長	岡部一男	副主幹	花沢充
主任書記	鶴岡甚幸		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 請願・陳情（新規付託）の審査

- ・請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- ・請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- ・陳情第3号 大網小学校遠距離通学児童送迎バスの受益者負担の廃止に関する陳情

(2) 条例等付託議案の審査

- ・議案第7号 職員の特殊手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第8号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第9号 大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○副委員長（中野 修副委員長） それでは、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

（午前10時18分）

◎委員長挨拶

○副委員長（中野 修副委員長） はじめに、委員長から挨拶をお願いします。よろしくお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 皆様、ご苦労さまです。

今回、当常任委員会で協議する内容は請願が2件、陳情が1件、議案が3件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審査をよろしくお願いいたします。

○副委員長（中野 修副委員長） ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行のほう、よろしくお願いします。

○委員長（岡田憲二委員長） 本日の出席委員は6名であります。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

◎請願第1号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

○委員長（岡田憲二委員長） これより、当常任委員会に付託となった請願第1号、「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、この審査を行いたいと思っております。

請願の内容については既にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の皆様のご意見を伺いたいと思っております。どうぞ。

それでは、そちらから一人ずつ。

森委員。

○森 建二委員 教育予算拡充、特に今年はこのコロナ禍の中、本当に子どもたちには学ぶ機会を奪うという言い方もなんですけれども、非常にかわいそうな思いをさせた中で

ございますので、引き続き、これについては妥当なものかというふうに私は考えております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 この請願の願意は妥当だと思い、紹介議員として名を連ねました。

どうかよろしく願います。

○委員長（岡田憲二委員長） 中野副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） この請願は、この6月の定例会のほうにいつも出されているというふうに聞いております。毎回採択をして、意見書のほう提出しているということなので、同様でお願いしたいと思っております。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、堀本委員。

○堀本孝雄委員 私も教育予算拡充に対しては、子どもは日本の宝というふうに思って、この意見書については賛成させていただきます。

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 私も子どもたちの教育環境はとても大事だと思いますし、今回のことでコロナの件で、家庭によっては学習環境が違うということで、これは本当に平等にできるということで、教育課題については早急に取り組むべきと賛成いたします。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、この陳情に対する討論ですが、希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないものと認めます。

それでは、意見等が出尽くしたようなので、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。

請願第1号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 挙手総員。

よって、請願第1号は採択と決しました。

以上で請願第1号の審査を終わります。

それでは、採択となりましたので、意見書の案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま委員の皆様方に意見書の案が配付されましたが、この意見書案でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、このようにいたします。

○岡部一男議会事務局長 それでは、この意見書を基に最終日の本会議でも採決を行いまして、その結果、採択となった場合には、議員発議となります。提出者は委員長、ほかの文教福祉常任委員会メンバーとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡部一男議会事務局長 では、そのように準備させていただきます。

以上です。

◎請願第2号 「義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、請願第2号 「義務養育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願の審査を行いたいと思います。

請願の内容については既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、この請願に対する委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

引間委員。

○引間真理子委員 地方財政によって教育の水準に地域格差が生まれることは絶対にあってはならないと思いますので、やはり国庫負担制度は必要だと思います。

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、森委員。

○森 建二委員 引間委員と全く同じでして、やはりどうしても地方財政に任せることは学校教育はできないと思いますので、引き続き堅持していただければと思っております。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 これ減らされちゃう可能性があるんで、3分の1に縮減されたことも大変困るわけなんですけれども、単年度の予算で毎年このように請願を採択いただき、要望していただいていることが大変重要なことだと思いますので、この請願に対しても、願意は妥当と思ひ、紹介議員に名を連ねましたので、どうかよろしく願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） 中野副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 義務教育のことでございます。先ほどの請願と同様、採択して意見書を提出したいと思っております。

○委員長（岡田憲二委員長） 堀本委員。

○堀本孝雄委員 国庫負担制度の堅持については、ぜひまた意見書を出すことに賛成です。

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、討論ですが、希望者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。意見等が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 挙手総員。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で請願第2号の審査を終わります。

それでは、採択となりましたので、意見書案を配付してください。

（意見書案配付）

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま意見書の案が配付されましたが、この意見書案でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） じゃ、事務局。

○岡部一男議会事務局長 それでは、今配付いたしましたこの意見書案を基に最終日の本会議でも採決を行いまして、その結果、採択となった場合には、議員発議となります。提出者は委員長、賛成者はほかの文教福祉常任委員会メンバーとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○岡部一男議会事務局長 では、そのように準備させていただきます。

以上でございます。

◎陳情第3号 大網小学校遠距離通学児童送迎バスの受益者負担の廃止に関する陳情

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、陳情第3号 大網小学校遠距離通学児童送迎バスの受益

者負担の廃止に関する陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については既にお配りしておりますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 事務局は分かるかな。これどこの地域からバスが出ていて、そこを利用して
いる家庭があって、その方々の中から教育委員会なりに助けてくれという苦情が入っている
とかそういうことは分かるかな。

○委員長（岡田憲二委員長） 事務局長。

○岡部一男議会事務局長 そこまではちょっと把握してございません。

（「知りたいですね」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

○宮間文夫委員 実際に事務局では把握していないということなんであれば、教育委員会なり、
この今の大網小学校ということだから、大網小学校に対して遠距離バスを利用しているご家
庭がどのように困っていて、悲鳴を上げている、そういったことを学校側がそれをどう受け
止めていて、教育委員会はどうか判断しているのか、そういったことがあったのか、あるのか、
それが私としては知りたいですね。

○岡部一男議会事務局長 委員長、すみません、暫時休憩していただいてよろしいですか。

○委員長（岡田憲二委員長） じゃ、暫時。

（午前10時30分）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、会議を再開いたします。

（午前10時38分）

それでは、意見ももう出尽くしたということでございますので、これから採決に移りたい
と思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） お諮りいたします。

陳情第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

○委員長（岡田憲二委員長） 賛成なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

以上で陳情第3号の審査を終わります。

ここで5分間ほど休憩いたしたいと思います。

(午前10時39分)

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、会議を再開いたします。

(午前10時44分)

◎議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、付託議案の審査を行います。

まず、担当課から付託議案について説明を受け、説明終了後に、付託議案の採決を行います。

議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

大網病院を入室させてください。

(大網病院 入室)

○委員長（岡田憲二委員長） 大網病院の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまより当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いします。なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに事務長から職員の紹介をしていただき、続けて議案7号についての説明をお願いします。

安川事務長、どうぞ。

○安川一省大網病院事務長 それでは、大網病院出席者の紹介をさせていただきます。

私の左手、副事務長で医事班長事務取扱でございます古川でございます。

○古川正樹大網病院副事務長兼医事班長 古川です。よろしく願いいたします。

○安川一省大網病院事務長 さらに左手、管理班長の石井でございます。

○石井満世大網病院主査兼管理班長 石井です。よろしく願いいたします。

○安川一省大網病院事務長 最後に、事務長の安川と申します。よろしく願いいたします。

では、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元に議案第7号説明資料をご用意いただきたいと思います。

件名は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

改正の趣旨につきましては、大網病院における医療従事者の確保が重点課題となっていることから、今般、手当を改正し人材確保を図ろうとするものでございます。

改正の概要、2点ございます。

リハビリ部門におきます理学療法作業手当を機能訓練作業手当に改称し、機能訓練作業に従事している言語聴覚士についても理学療法士と同額の月額5,000円を手当として支給いたします。

2点目、調剤手当の新設でございます。

近隣の病院と比較をいたしまして、抗がん剤の調剤件数が多く、この調剤対応によっては作業に時間を要することから薬剤師に対しまして月額1万円の調剤手当を支給いたします。

施行期日につきましては、令和2年7月1日でございます。

人件費の影響見込額といたしましては、薬剤師4名、言語聴覚士1名、年間54万円でございます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ありがとうございます。

ただいま説明のありました議案第7号についてご質問等があれば、委員の皆様、よろしくお願いたします。

どうぞ。

森委員。

○森 建二委員 お疲れさまでございます。

改正することによって、人件費影響54万円ということで、先日も議員質疑、同僚議員からもほかの病院との比較についての質問もあったかと思えます。

まずは人集め、優秀な人材を集めるということだと思うんですが、具体的にそれによって具体的ないわゆる目標とする着地点、例えば人員が何名確保、何名の具体的な確保という形を含めて具体的な目標を教えてください。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 今現在、薬剤師は4名正職員として在籍しております。薬剤師の中で一番経験年数が高い職員に対しまして確認しましたところ、4人おれば、大網病院

の病棟、外来、それから薬局業務、それらを円滑にこなせます。ただし、職員によってスキルに差がございます。実は4名のうち2名は大網病院に着任して、1名は昨年10月から、1名はこの4月1日からということで、大網病院の4人はそれぞれが100%こなせるまでのスキルはございません。ですので、4名いれば十分足りるんですけども、スキルという観点からはやや苦勞している。

ただ、今年よりも来年、来年よりは再来年と、職員2名のスキルが上がることによって薬剤科の組織は強化していくと考えています。

人数の増員については、現時点で考えておりません。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 森委員。

○森 建二委員 結構です。ありがとうございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

宮間委員。

○宮間文夫委員 これ、事務長が異動になってから発案したの。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 前事務長の町山事務長の引継ぎの中で、今薬剤師の人材確保、流出抑制を考えなければいけない。そのうちの一つの手立てとして特殊勤務手当ですねというのは前町山事務長と話をしたところですよ。

ですので、4月になって私が一からスタートしたものということではございません。

以上です。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 それ、調剤手当の話に聞こえたけれども、改正前は理学療法作業手当となっていて、その下に11で書いてあるんだけど、改正することによって10が機能訓練作業手当となったのは、言語聴覚士も含めるからこういう（10）になったんですか。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 すみません、答弁漏れでございました。

おっしゃるとおり、この第10の従前は理学療法士のみ特殊勤務手当の対象でございました。新たに言語聴覚士についても対象にしてほしいと、それは前町山事務長からの引継ぎにございました。

昨年度途中で、言語聴覚士1名を新たに採用したことに伴って、令和2年度から理学療法

士同様の手当を支給してほしいという引継ぎがございました。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 宮間委員。

○宮間文夫委員 結構です。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

ほかに。

引間委員。

○引間真理子委員 理学療法士さんなんですけれども、今現在は何人いらっしゃるんですか、全体で。

○委員長（岡田憲二委員長） どうぞ。

○古川正樹大網病院副事務長兼医事班長 理学療法士は現在6名でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） 引間委員。

○引間真理子委員 それにプラス言語聴覚士さんの方が入ったということなんですか。じゃ、今まではいらっしゃらなかった。

（「去年から新規で」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 調剤の件ですけれども、昨日の本会議でも聞いたんですけれども、本紙については、がん患者の調剤については近隣の病院に比べてだいぶ多いと。そのあれというのは、調剤のあれというのは、多い割に足りるんですか、今のだと、この増やすことによって。

○委員長（岡田憲二委員長） 安川事務長。

○安川一省大網病院事務長 1万円の手当を新設することで薬剤師のその労務に対するカバーができるかという質問でよろしいでしょうか。

必ずしも金額でカバーできるものがどこまでか、なかなかそれは算出根拠として難しいものがあるかと思います。あくまでも近隣の病院とのバランスを考えて、より一番大網病院は高いものにしよう、近隣で一番高ければ、1,000円であれば1万円にして流出を防ぐとともに薬剤師の士気を高めていきたいというのがねらいです。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいでしょうか。

ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） 委員の皆さんの質問は出尽くしたように思いますので、これではよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） 大網病院の皆さん、ご苦労さまでした。

（大網病院 退室）

◎議案第8号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） それでは次に、議案第8号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民課を入室させてください。

（市民課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、市民課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第8号の説明をお願いいたします。

はい、どうぞ。

○齊藤隆廣市民課長 市民課でございます。私の隣でございますが山本副課長でございます。

○山本敬行市民課副課長 山本です。よろしく申し上げます。

○齊藤隆廣市民課長 その隣ですが、市民班長の石井でございます。

○石井秀樹市民課主査兼市民班長 石井です。よろしく申し上げます。

○齊藤隆廣市民課長 私、市民課長の齊藤です。よろしく申し上げます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第8号 大網白里市使用料及び手数料の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、デジタル手続法及びマイナンバー法の改正により個人番号を確認できる通知カードが、令和2年5月25日をもって廃止されたことから、今後、通知カード再発行手数料が発

生しないため、項目の削除をすべく、大網白里市使用料及び手数料条例の一部改正を行うものでございます。

なお、5月25日以降に出生された方などにつきましては、通知カードに代わるものとして、個人番号通知書により個人番号が通知されることとなっております。

以上、雑駁ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明がありました議案第8号の内容について、ご質問等があればお願いいたします。

どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 新旧対照表を見ています。昨日の議案質疑でもあったと思うんですけども、概要のところと同じ文言なんだけれども。前のほうはいいんだけれども、改正後、この概要の解釈はどうなっているのでしょうか。何なんでしょうか。

新旧対照表の左が改正後でしょう。一番下のほうに概要がありますね。追加欄の余白がなくなったとき、その他やむを得ない理由があると市長が認めたときを除く。その意味が分からない。

○委員長（岡田憲二委員長） 山本副課長。

○山本敬行市民課副課長 こちらの摘要欄に関しましては……

（発言する者あり）

○山本敬行市民課副課長 個人番号カードにも、住所や氏名が変わったときにはここに追記するところがあるんですが、その欄がマイナンバーカードにお見せいたしますが。

下の水色のところ、こちらに住所やお名前が変わったときに、こちら変わりましたよということで追記させていただきます。この欄がいっぱいになってしまったときに関しましては、個人番号の再発行手数料800円をいただかずに、無料で再交付するというような意味でございます。

○宮間文夫委員 それだけ。それだけの意味。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○宮間文夫委員 分かりました。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

中野副委員長。

○副委員長（中野 修副委員長） 確認だけ。昨日の議案質疑の中で聞いたんですが、この通知カードは、マイナンバーカードを取得する際に必要ですというふうに聞いたんですけども、必要というか持ってないとまずいですよね。

○委員長（岡田憲二委員長） 齊藤課長。

○齊藤隆廣市民課長 このマイナンバーカード制度が改正された時点で、本市に住民票がある方につきましては、全ての方にこの通知カードいうものを配布してございます。ですので、その方が本人の希望によりマイナンバーカードの交付を受けるということになった時点では、マイナンバーカードと交換するので、通知カードは……

○副委員長（中野 修副委員長） 提出するということですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○副委員長（中野 修副委員長） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（発言する者なし）

○委員長（岡田憲二委員長） じゃ、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） それでは、委員からの質問を終了いたします。

市民課の皆さん、ご苦労さまでした。

（市民課 退室）

◎議案第9号 大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（岡田憲二委員長） 次に、議案第9号 大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

社会福祉課を入室させてください。

（社会福祉課 入室）

○委員長（岡田憲二委員長） 社会福祉課の皆さん、ご苦労さまです。

ただいまから、当常任委員会に付託となった議案について審査を行います。

時間の関係もありますので、説明は簡潔明瞭にお願いいたします。

なお、説明終了後に各委員から質問等があった際には、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第9号の説明をお願いいたします。

秋本課長。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） それでは、職員の紹介をさせていただきます。

まず、私の隣、戸田副課長でございます。

○戸田裕之社会福祉課副課長 戸田と申します。よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） その隣ですけれども、障がい福祉班長の高橋主査でございます。

○高橋和也社会福祉課主査兼障がい福祉班長 高橋です。よろしくお願いいたします。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 私、課長の秋本です。よろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

議案第9号、説明資料をご覧いただきたいと思います。

本案の件名は、大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

1つ目、改正の趣旨でございますが、千葉県が実施しております重度心身障害者（児）医療費給付改善事業につきましては、本年8月1日から精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方についても、医療給付の対象となることから、条例で定めます重度心身障害者の定義規定の改正のほかに、所要の改正を行うものでございます。

2つ目として、改正の概要でございます。3点ございます。

1点目でございますけれども、医療費助成の対象となる重度心身障害者の定義に、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けたものを追加、2点目といたしまして、生活保護受給者及び規則で定めるものを医療費助成の対象としないものに追加、3点目としまして、その他条例中の規定について所要の改正を行っております。

3つ目、施行年月日でございますが、令和2年8月1日から施行となります。ただし、受給券の交付などの移行に必要な準備行為は、公布の日から施行させていただきます。

新旧対照表のほうは参考としてつけてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ただいま説明にありました議案第9号の内容について、ご質問があればよろしくお願いいたします。

どうぞ。

宮間委員。

○宮間文夫委員 よく分からないので質問しますけれども。

改正の概要の（１）では、精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けたものを追加。それから、（２）では、生活保護受給者及び規則で定めるものを医療費助成の対象としないものに追加。１番と２番、もう一度詳しく説明していただけますか。

○委員長（岡田憲二委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） まず、現在は、下の参考のほうに書いてございますけれども、現在対象となっている方は身体障害者手帳の１級・２級の所持者。あと、療育手帳の最重度のマルＡ、重度Ａの１、Ａの２の、この方が対象となっています。これに精神障害者保健福祉手帳１級のものが、８月１日から給付の対象に加わるということが、この１点目でございます。

２点目は、生活保護受給者につきましては、医療費のほうは生活保護費のほうから支給されますので、生活保護を受けている重度障がい者の方はこの条例に適用せずに、生活保護法の適用を受けて医療費を行う。その規則で定めるものといいますのは、子ども医療費助成。こちらを受けている、本市で言えば中学生までのお子様につきましては、障がい児であつても子ども医療費のほうを優先させていただくということで、そちらのほうを規則で定めようというものでございます。

ほかには、中国残留邦人医療支援給付を受けている方も、この重度医療の対象からは除外となりますよという意味で、この（２）がでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

堀本委員。

○堀本孝雄委員 精神障害者保健福祉手帳１級の方は、対象人数は大体どのくらいいるか。わかれば教えてください。

○委員長（岡田憲二委員長） 秋本課長。

○秋本勝則参事（社会福祉課長事務取扱） 30年度の数字になってしまうんですけれども、精神障害者保健福祉手帳１級を所持されている方は59人ございます。ただ、先ほども言いましたように、例えば生活保護を受けている方とかはこの条例の対象から外れますので、本市の

ほうで見込んでおりますのは、29名の方が対象になるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（岡田憲二委員長） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

社会福祉課の皆さん、ご苦労さまでした。

（社会福祉課 退室）

○委員長（岡田憲二委員長） これより、各議案の取りまとめを行います。

はじめに、議案第7号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

ご意見及び討論等ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） ないようでございます。

それでは、付託議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 挙手総員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第8号 大網白里市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論等ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岡田憲二委員長） よろしいでしょうか。

それでは、議案第8号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（岡田憲二委員長） 挙手総員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号 大網白里市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

ご意見及び討論等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) それでは、議案第9号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(岡田憲二委員長) 挙手総員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査を終了いたします。

◎その他

○委員長(岡田憲二委員長) 次にその他ですが、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岡田憲二委員長) なければ、以上で協議事項等その他を終了したいと思います。
宮間委員。

○宮間文夫委員 あれは何だろう。今採決した取りまとめのことはなくていい、なかったっけ。
ない。いいです。すみません。

○委員長(岡田憲二委員長) 各委員の質問したのを全部本会議に……

○宮間文夫委員 何か言わなかったっけ。

○委員長(岡田憲二委員長) 取りまとめというか……

(「委員長報告の話ですか」と呼ぶ者あり)

○岡部一男議会事務局長 それは本会議のほうでやりますので。

○宮間文夫委員 結構です。

○委員長(岡田憲二委員長) よろしいですか。

◎閉会の宣告

○副委員長(中野 修副委員長) 以上をもちまして、文教福祉常任委員会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

(午前11時11分)